平成２４年（フ）第３１７号
北海道上川郡比布町緑町２丁目１番８－２号
債務者　荒谷　正美
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３２６号
北海道旭川市豊岡12条７丁目３番10号
債務者　新名　清二
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３３０号
北海道旭川市６条通24丁目362番地の１　６条コーポ２―212号室
債務者　高村　利己
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３４１号
北海道旭川市４条通６丁目３番地の125　アーバンライフ島田105
債務者　佐々木　清
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月28日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９４６号
東京都あきる野市秋川２丁目16番地７ファミール久野木Ｉ101号
債務者　田村　綾子
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第９６４号
東京都立川市栄町４丁目２番地の５ロアジスサカイ202号
債務者　葛西　一代（旧姓伊東）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第５３号
熊本県八代市上野町3823番地　104
債務者　鉾之原美由紀（旧姓柏木）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第１１４５９号
東京都江戸川区南葛西４丁目21―７―402
債務者　川村　美香（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３１１号
愛知県豊田市東山町２丁目1072番地19　グリーンハイツ東山101号
債務者　小野田安孝
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月12日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６５号
岡山県玉野市宇野７丁目22番８号
債務者　濵本　道子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４２５号
岡山市中区藤崎633番地５　アヴァンティＢ101号、旧住所岡山市中区桑野715番地37
債務者　小幡美由紀
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４３２号
岡山市北区田中147番地105　シャトレ長瀬202、旧住所岡山県倉敷市東塚４丁目14番５号ニューエルディム横山Ａ―201
債務者　吉延　　敏
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月６日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４７号
岡山市東区西大寺松崎163番地10ララ松崎Ｂ－１、旧住所岡山市東区西大寺射越18番地12
債務者　野口千佳子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
大分県中津市1439番地６
債務者　八尋　克枝
1　決定年月日時　平成24年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月３日午後３時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第３４３号
愛知県豊橋市曙町字宮前８番地１　１－１Ｃ
破産者　渡辺　芳彦
1　決定年月日　平成24年９月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　債権届出をしたすべての破産債権者がその届出を取り下げたことから、破産手続に参加する破産債権者が全くいなくなり、破産者から破産廃止の申立てがなされたことから、破産法218条１項を類推適用し、主文のとおり決定する。
名古屋地方裁判所豊橋支部